

入院セット業務提携契約書（案）

地方独立行政法人府中市病院機構(以下「甲」という)と●●株式会社（以下「乙」という)とは、次の通り業務提携契約を締結する。

第1条 目的

本契約は、甲の運営する施設（以下「本件施設」という）において、乙が本件施設の利用者（以下「利用者」という）に対して、リネン類、患者衣類、オムツ類、消費品等（以下「商品」という）を設定してレンタル及び供給サービス（以下「本件サービス」という）を行い、甲及び乙が相互に協力して本件施設における利用者の快適な環境実現を目指すことを目的とする。

第2条 場所

本契約でいう本件施設とは下記の通りとする。

【施設名】 府中北市民病院

【所在地】 広島県府中市上下町 2101

第3条 業務提携内容

1. 本件サービスにおける甲及び乙の業務提携の範囲は別記1に定めるものとし、甲は別記1【甲の業務】に記載された業務を担当し、乙は別記1【乙の業務】に記載された業務を担当するものとする。
2. 甲及び乙は前項に定める業務を善良なる管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。
3. 本件サービスは利用者と乙との個別契約に基づき、乙が利用者に提供するものとする。
4. 甲は、本契約の期間中、本件施設内で本件サービス及び類似のサービスを自ら実施せず、また、乙以外の第3者に委託しないものとする。

第4条 商品の調達

1. 商品の品名、仕様等は別紙2に記載のとおりとし、商品の追加、変更等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上別途書面にて定めるものとする。
2. 乙は、本件施設内に存在する商品について甲の立会いの上、商品の在庫調査を随時行うことができるものとする。

第5条 善管注意義務及び商品の目的外使用禁止

1. 甲は、善良なる管理者の注意義務によって商品を管理するとともに、利用者に対しても善良なる管理者の注意義務をもって使用させなければならない。
2. 甲は、商品を本件施設以外又は乙の承諾を得た場所以外で利用者に使用させること及び、商品の本来の使用目的以外の目的又は方法で、商品を使用させることはできない。また、甲は、乙の承諾なしに、本契約に関わりのない第三者に商品を提供（賃貸、販売等）することはできない。

第6条 本件サービスの利用料金

1. 本件サービスの利用料金は別記3の通りとする。なお、本契約期間中であっても、祝法等の改正により、消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税額等は変動後の税率により計算し、本契約サービスの利用料金に改正以降における消費税額等を加算して乙は利用者は公に支払うものとする。
2. 乙は、利用者に対して本件サービスの利用料金の請求を行うにあたり、その請求及び回収義務を法律事務所に委任することがあるものとし、甲はこれを承認するものとする。

第7条 手数料

乙は第3条に定める甲の業務に係る対価として、別記3記載の対価を支払うものとする。なお、本契約期間中であっても、税法等の改正により、消費税等の変動が変動した場合には、改正以降における消費税額等は変動後の税率により計算し、甲の業務に係る対価に改正以降における消費税額等を加算して乙は甲に支払うものとする。

第8条 手数料の精算

乙は各利用者より「入院セット利用申込書」によって申請された利用料金を毎月末日で締めきり、別記3の手数料を翌々月末日までに甲の指定銀行口座に一括して振り込むこととする。

第9条 手数料の変更

乙は、本契約の内容が変更された場合、天災地変、戦争その他の不可抗力により著しい経済的な変動が生じた場合、その他止むを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議の上、本件サービスの利用料金及び手数料を変更することが出来るものとする。

第 10 条 衛生基準の遵守

乙は、商品を洗濯する場合、クリーニング業法第 3 条第 3 項の定めで衛生基準に従い適正に処理するものとする。

第 11 条 商品の消毒

利用者が本件サービスの利用にあたり、乙にウイルス感染の危険のある商品の洗濯を依頼する場合には、その消毒は甲が本件施設内で行うものとする。

甲は、前項の例外として、消毒前のウイルス感染の危険のある商品の洗濯を乙に依頼する場合、ウイルス感染の危険がある商品である旨を表示の上、密閉した容器に収納し、他に感染する恐れのない細心の注意を払って乙に商品を引き渡すものとする。

第 12 条 守秘義務

甲乙及び双方の従業員は、業務上知り得た（相手方の）業務内容・秘密を他に漏らしてはならない。

甲乙は協力し、個人情報の保護に関する法律、その他の適用ある法令・ガイドライン等に従い、利用者等の個人データの安全管理義務等を果たさなくてはならない。なお、本契約に定める契約期間中に、個人情報の保護に関する基準等が改正された場合、甲及びその改正された新しい基準等を遵守するものとする。

第 13 条 紛失賠償金

甲は、甲の責により商品の紛失、取扱上の過失による破損・消滅、その他商品の損害については、乙に対して、別記 2 記載の金額を賠償しなくてはならないものとする。なお、利用者の責により生じた商品の破損・消滅その他商品の損害については、甲協力して解決するものとする。

第 14 条 契約期間

1. 本契約は 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までとする。ただし期間満了の 3 ヶ月前に、甲または乙のいずれか一方から更新しないとの通知がない限り、その後 1 年間自動的に契約を更新するものとして、今後も同様の取り扱いとする。
2. 本契約が終了した場合、本サービスは終了するものとし、利用者とは乙との個別契約を終了するものとする。

第 15 条 契約の解除

1. 甲又は乙は、相手方が次に掲げる事由の一に該当した場合には、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。
 - (1) 手形・小切手の不渡り等、支払いを停止したとき。
 - (2) 解散決議・破産・民事再生申立て等の法的倒産整理手続きを申し立て、又は申立てを受けたとき。
 - (3) 行政官庁からの処分等により、事業を継続することができないとき。
2. 甲又は乙は、相手方が本契約の定めた条項に違反し、又は契約を継続する信頼関係を損なう事実が生じたときは、その相手方に対して、期間を定めた催告を行い、定めた期間内に履行されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第16条 甲による契約解除

1. 本契約の存続期間中、やむを得ない事由で、甲が本契約の全部又は一部を将来に向かって解約する場合には、甲は乙に対して、3か月前に書面で通知しなければならない。
2. 前項の甲の都合による契約解約にあたって、乙は本件施設における本件サービスの直近3か月の1か月あたりの平均売上を算出し、その金額に契約解約日から本契約の期間満了日までの残存月数を乗じた金額を甲は乙に支払うものとする。

第17条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、相手方当事者に対し、次の各号に係る決定事項を表明し確約します。
 - (1) 自己は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下一般的に「反社会的勢力」という）に該当せず、反社会的勢力から、直接・間接的に、かつ名目の如何を問わず、資本・資金を導入し、資本資金上の関係の構築を行っていないこと、及び、今後も行われないこと。
 - (2) 自己は、反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後も行わないこと。
 - (3) 反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を、事故の役員又は従業員として選任または雇用してはならないこと、及び、今後選任又は雇用しないこと。
 - (4) 反社会的勢力が、直接・間接を問わず、事故の経営に関与していないこと、及び今後関与しないこと。
2. 甲及び乙は、相手方が前項の表明または確約に反すると合理的に判断したときは、何らの催告を要せずして、本契約の全部もしくは一部分を直ちに解除することができるものとし、本契約を解除したことにより相手方に損害が生じ

てもこれを補償することを要さない。また、解除したことにより自らに損害が生じた場合は、相手方はその 損害賠償するものとする。

第 18 条 不可抗力免責

乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為その他の不可抗力により乙が本契約もしくは本件サービスの全部 または一部を履行できない場合があってもその責任を負わない。

第 19 条 所轄管轄

本契約に関する紛争は、乙の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 20 条 協議事項

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、信義と進んで協議の上、決定するものとする。

本契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名捺印の上各 1 通を保有する。

2026 年 1 月 1 日

甲 広島県府中市鶴飼町 555 番地 3

地方独立行政法人府中市病院機構

理事長 多田敦彦

乙 ●●株式会社